

長崎県事業復活支援給付金 申請要領

- ・申請期間は、令和4年4月18日(月)から同年8月31日(水)までとなります(消印有効)
- ・長崎県内に所在する法人又は居住する個人事業者が対象です
- ・まん延防止等重点措置の適用により影響を受けた県内事業者のうち、国の事業復活支援金の給付要件を全て満たした上で、同支援金を申請又は受給している必要があります。
- ・店舗・事務所数にかかわらず、申請は1事業者あたり1回限りです
- ・令和4年1月から3月における長崎県の営業時間短縮要請の対象事業者は申請できません。

【申請先】

〒850-8691

長崎中央郵便局 私書箱第155号

長崎県事業復活支援給付金申請受付センター 宛

簡易書留やレターパックなど、郵便物が追跡できる方法でお願いします

【お問い合わせ】

長崎県事業復活支援給付金申請受付センター（コールセンター）

電話番号 050-8881-6347

受付時間 令和4年4月18日(月)～8月31日(水)
午前9時～午後5時まで(土日祝日を除く)